

真総情第 41 号
令和 8 年 3 月 4 日

総務防災課 様

真鶴町情報公開・個人情報保護審査会
会 長 今 村 哲 也

答申書の交付について

真鶴町情報公開条例（平成 13 年真鶴町条例第 18 号）第 16 条の 2 の規定に基づく次の
諮問について、真鶴町情報公開・個人情報保護審査会条例（令和 5 年真鶴町条例第 3 号）
第 4 条第 2 項の規定に基づき意見を建議するため、別添のとおり答申書を交付します（令
和 7 年度答申第 1 号）。

- 1 諮問番号：諮問第 34 号
- 2 事 件 名：諮問第 34 号 行政文書公開請求の諾否決定に係る審査請求（令和 6 年度真
総情第 14 号）

諮問番号：諮問第34号
審査庁：真鶴町長（総務防災課）
処分庁：真鶴町長（人事課）

答 申 書

審査請求人Yからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

真鶴町長が2024年12月10日付け（真総情第14号）で行った真鶴町情報公開条例（平成13年真鶴町条例第18号。以下「情報公開条例」という。）に基づく存否応答拒否決定処分（以下「原処分」という。）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）については、却下することが妥当である。

第2 事案の概要

1 情報公開請求対象文書

前松本町長退職金返還の手続きに関わる書類

2 原処分及びその理由

真鶴町人事課（以下「処分庁」という。）は、次の理由により行政文書非公開（存否応答拒否）決定処分を行った。

（1）実施機関の情報公開制度について

実施機関の情報公開制度は、広く誰もが同じように行政文書を知得し、利用できる状態にする（請求者の知る権利を尊重する）仕組みとしている一方で、何人も請求権を有していることから、公開・非公開の判断については、請求者の如何を問わず、何人に対しても同様の処分をするものである。本来、情報公開請求に対しては、公開請求に係る行政文書の存否を明らかにしたうえで、存在している場合は公開又は非公開を回答し、存在しない場合は存在しない旨を回答する。しかしながら、行政文書の内容によっては、存在しているか否かを答えるだけで非公開情報を公開した場合と同様に、個人や法人の権利利益を侵害すること等がある。このことから、情報公開条例第8条において“存否応答拒否”について規定し、「個人等の正当な権利利益等の非公開事由に該当する個人情報であって、情報公開請求に対して当該個人情報の公開、非公開又は行政文書不存在を答えることにより非公開として保護すべき権利利益が損なわれる場合」等において公開請求

を拒むことができる場合を例外的に規定している。

(2) 本件情報公開請求に係る行政文書の存否について

本件情報公開請求については、当該請求に係る行政文書が存在しうる前提として、公の情報である神奈川県市町村職員退職手当組合条例（昭和40年市町村職員退職手当組合条例第1号。以下「組合条例」という。）第20条第1号において「当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。」と規定されていることから、当該事由が発生した場合は退職金の返還事務手続きの発生はありうるものの、同条第1項では「全部又は一部の返還を命ずる処分を行うことができる。」と規定されていることから、その確実性はなく、本件情報公開請求に係る行政文書の存否の確実性もない。

(3) 特定の個人を識別することができる情報の該当性について

本件情報公開請求は「前松本町長」に関する情報に対して行われたものであり、その請求内容から特定の個人を識別することができる情報であることが明らかである。また、誤記載により「元松本町長」であったとしても、実施機関の歴代の町長の中で松本姓の者は2人しかおらず、一部黒塗りのうえ一部公開決定処分を行ったとしても、対象となる個人は極めて限定されること、また、実施機関の昨今の事案が新聞報道等でも公とされていることを踏まえると、同町に居住する者や関係者等一定の範囲の者から見れば特定の個人を識別しうる蓋然性が高い。

(4) 存否応答拒否の妥当性について

実施機関が、本件情報公開請求に係る文書の存否について応答し、特定の個人の退職手当の返還手続きに関わる書類の存否が明らかとなった場合は、報道や議会等でも公表されていない情報公開条例第5条第1号の規定により保護しなければならない特定の個人の返還手続き情報（状況）が公開されることとなり、すなわち個人に関する情報を公開することとなるため存否を答えることができない。

3 審査請求の趣旨

(1) 原処分を取り消し、請求対象文書の全部公開を求める。

(2) 本件情報公開請求に対する対応の遅延について、自治体としての説明責任を果たすこと。

(3) 真総第69号に記載の審査請求書の補正についての命令の中にある今後の問い合わせ等はファックスやメールの文書のみでのやり取りとし、電話や窓口での対応は受け付けないとする記載について、対応制限をすることについての自治体としての説明責任を果たすこと。

4 事案の経緯及び審査会への諮問までの経過

令和6年9月26日：松本一彦氏（以下「松本氏」という。）は、横浜地方裁判所において、懲役10か月（執行猶予2年）の判決を受けた。

同年10月10日：松本氏の同判決が確定した。

同年10月23日：処分庁は、神奈川県市町村職員退職手当組合（以下「組合」という。）から令和6年10月22日付け6神退手発第269号により、松本氏の職員

在職時に係る退職手当の返還及び町長在任時に係る全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができることとなったことによる処分を決定するための書類の提出が求められた。

同年11月19日：処分庁は、令和6年10月30日付けで「退職手当の返納に係る調査報告書」及び「退職手当等支給制限等事情書」の提出に係る起案をし、同年11月21日付けで同起案の決裁（決裁権者：真鶴町長）を受けた。

同年11月21日：処分庁は、令和6年10月30日付け（組合からの求めに応じた日付）で「退職手当の返納に係る調査報告書」及び「退職手当等支給制限等事情書」を組合へ提出した。

同年11月28日：処分庁は、真鶴町個人情報漏洩被害者の会代表 藪田徹也氏（以下「情報公開請求人」という。）から「前松本町長退職金返還の手続きに関わる書類」を請求対象とした情報公開請求書を受理した。

同年12月6日：処分庁は、本件情報公開請求に係る非公開（存否応答拒否）決定の起案をし、令和6年12月10日付けで同起案の決裁（決裁権者：副町長）を受けた。

同年12月12日：組合は、松本氏の退職手当の返還及び不支給について退職手当審査会へ諮問した。

令和7年1月7日：処分庁は、情報公開請求人に対し、処分内容の連絡を行った。

同年1月14日：退職手当審査会は、組合に対し、松本氏の職員時代の退職手当の全額返納を命じる処分を妥当とする答申をした。

同年1月17日：情報公開請求人は、処分庁に対し、処分についての審査請求を行った。

同年1月17日：真鶴町総務防災課（以下「審査庁」という。）は、審査請求書の不備事項に対する補正命令の起案をし、同年1月21日付けで同起案の決裁（決裁権者：町長）を受けた。

同年1月21日：審査庁は、審査請求を行った審査請求人Xに対し、審査請求書の不備事項に対する補正命令を行った。

同年1月28日：審査請求人Xは、審査庁に対し、審査請求書の不備事項に対する補正ができないことから審査請求の取下げを行った。

同年1月28日：Y氏は、審査庁に対し、処分庁が情報公開請求人に対してした原処分についての審査請求を行った。

同年1月28日：審査庁は、審査請求を行った審査請求人Yに対し、審査請求書の不備事項に対する補正命令の起案をし、同年2月4日付けで同起案の決裁（決裁権者：町長）を受けた。

同年2月4日：神奈川県市町村職員退職手当組合議会において、松本氏の職員時代の退職手当の全額返納を命じる処分を妥当とする答申の報告が行われ、議員全員が賛同した。

同年2月5日：審査庁は、審査請求人Yに対し、審査請求書の不備事項に対する補正命令を行った。

同年2月7日：審査請求人Yは、審査庁に対し、審査請求書の不備事項に対する補

正書を提出した。

同年2月7日：審査庁は、補正書の受理及び処分庁に対する弁明書の提出要求に関する起案をし、同年2月19日付けで同起案の決裁（決裁権者：町長）を受けた。

同年2月19日：審査庁は、処分庁に対し、弁明書の提出要求を行った。

同年3月7日：処分庁は、弁明書の提出に関する起案をし、同年3月11日付けで同起案の決裁（決裁権者：副町長）を受けた。

同年3月11日：処分庁は、審査庁に対し、弁明書（正副1通）及び証拠書類を提出した。

同年3月11日：審査庁は、弁明書の收受並びに審査請求人Yへの弁明書（副本）の送付及び反論書の提出に関する起案をし、同年3月19日付けで同起案の決裁（決裁権者：町長）を受けた。

同年3月19日：審査庁は、審査請求人Yに対し、弁明書（副本）の送付及び反論書についての説明を電話で行い、審査請求人Yへ同内容を書面で通知した。

同年4月9日：審査請求人Yは、審査庁に対し、反論書を提出した。

同年4月18日：審査庁は、反論書の收受及び真鶴町情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）への諮問に関する起案をし、同年4月28日付けで同起案の決裁（決裁権者：町長）を受けた。

同年4月28日：審査庁は、審査会に対し、諮問書を提出した。

同年4月28日：審査庁は、審査請求人Yに対して審査会へ諮問書を提出したことを告げる通知書の起案をし、同年4月28日付けで同起案の決裁（決裁権者：町長）を受けた。

同年4月28日：審査庁は、審査請求人Yに対し、審査会諮問通知書により審査会へ諮問書を提出したことを告げた。

5 諮問後における取消処分及び再々処分までの経過

令和7年5月22日：処分庁は、原処分の取消しに関する起案をし、同日付けで同起案の決裁（決裁権者：副町長）を受けた。

同年5月22日：処分庁は、情報公開請求人に対し、原処分の取消し（「再処分」にあたる。以下「取消処分」という。）に関する通知をした。

同年6月3日：処分庁は、本件情報公開請求に対する諾否決定に関する起案をし、同日付けで同起案の決裁（決裁権者：副町長）を受けた。

同年6月3日：処分庁は、情報公開請求人に対し、本件情報公開に対する一部公開決定処分（以下「再々処分」という。）に関する通知をした。

第3 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求書における審査請求人の主張

審査請求人Yの審査請求書における審査請求は、おおむね以下のとおりである。

- (1) 本件情報公開請求に対し、処分庁から受けた原処分の連絡は、原処分の日から1か月以上遅れていた。
- (2) 原処分は不当であり、情報公開条例及び行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「情報公開法」という。）の趣旨に反すると考える。
- (3) 処分庁の職員からの電話連絡と組合からの回答内容が矛盾しており、説明責任が果たされていない。
- (4) 本件審査請求により原処分の撤回と公開を求める。

2 審査請求書に対する処分庁の主張

処分庁の審査請求書に対する弁明は、おおむね以下のとおりである。

(1) 審査請求の趣旨(1)について

情報公開条例は、公開と保護を表裏一体で運用しており、原処分においてはプライバシー等の法令秘・条例秘とすべき情報の保護より、公開すべき事由により裁量的公開が適当であると解することはできない。なお、類似の事案として鹿児島県教育委員会の答申（平成28年11月24日答申第105号）があるが、同答申内において懲戒処分等を受けた職員の退職金の返納状況の公表への公益性について、個人情報として保護されるべき権利利益を侵害してまでも公開すべき特段の事情があるとは認められないとされている。

(2) 審査請求の趣旨(2)について

審査請求人Xから処分庁に対し求めがあり作成した文書（2024年11月28日をもって提出のあった情報公開請求に対する諾否に関する連絡遅延について）により十分に説明責任を果たしている。

(3) 審査請求の趣旨(3)について

本件審査請求とは別の審査請求に対する補正命令に関する内容であり、また当該命令に処分性は認められるものの、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づく審査請求対象にならない。

(4) 審査請求書における審査請求人の主張(1)について

主張のとおりである。

(5) 審査請求書における審査請求人の主張(2)について

情報公開条例は「知る権利の保障」「行政に対する信頼の確保」「住民参加の促進」により住民生活を向上させるために情報公開制度の基本原則である「公開原則」と「プライバシー等の法令秘・条例秘とすべき情報の保護」を表裏一体とし町独自で運用しており、原処分はその趣旨に反しているとは認められない。なお、国の文書を対象とした情報公開法の解釈は、情報公開条例となんら関係性がなく、あくまでも原処分は情報公開条例の趣旨・解釈運用基準により運用解釈をしたものであり、情報公開法の趣旨に反することについての主張は当たらない。

(6) 審査請求書における審査請求人の主張(3)について

組合が情報公開条例に基づき回答することは考え難く、組合の情報公開基準によって回答しているとするのが当然であり、同一の回答とならないことにな

ら問題はない。

3 反論書における審査請求人の主張

審査請求人の弁明書に対する反論は、おおむね以下のとおりである。

(1) 審査請求書に対する処分庁の主張(1)について

本件情報公開における松本氏に関する情報は、既に刑事判決が確定し、公的に報道されている。公務員や首長による不正行為は、公共性が極めて高く、プライバシーよりも公共の利益が優先されるべきである。情報公開条例は公開と保護を表裏一体として運用していると主張されているが、本件情報公開請求は退職手当の返納状況の公表を求めたものではなく、あくまでも実施機関が組合条例第20条第4項に基づき、刑事判決確定後に調査を行い速やかに神奈川県市町村職員退職手当組合長（以下「組合長」という。）に通知を行ったことの有無を確認するための文書の存在について情報を求めたものである。行政の適正な対応の有無を確認する目的で本件情報公開請求をしたことに対し、在否すら明かされないことは、住民の知る権利を不当に制限する行為である。

(2) 審査請求書に対する処分庁の主張(2)について

地方公共団体として、住民の知る権利を尊重し、正当な手続き期限内で迅速かつ誠実な対応を行う義務があることを強く指摘する。

(3) 審査請求書に対する処分庁の主張(5)について

地方公共団体の条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定に基づき制定されるものであり、情報公開条例の解釈・運用は上位法の趣旨と整合する範囲で行うべきであることから、情報公開条例は、上位法である情報公開法の趣旨に反して運用することは許されないと考える。また、情報公開法第1条の基本原則に「国民主権の理念に基づき、行政運営に対する国民の理解と信頼を深め、行政の公正の確保に資することを目的」と謳われていることから、地方条例もこれに反してはならないと考える。

(4) 審査請求書に対する処分庁の主張(6)について

組合が実施機関からの報告を受けて手続きを開始するということは、組合条例第20条第4項において、実施機関が速やかに調査・報告を行い、組合長はその報告に基づき審査・判断を行うと謳われていることから明らかである。よって、組合が「審査を開始した」という事実を回答している以上は、実施機関から報告や文書が届いたことを根拠とするものであり、処分庁が「在否応答拒否」で存在を否定する一方で組合から「審査開始」と伝わっていることは重大な矛盾である。

4 口頭による意見陳述における審査請求人の主張

審査請求人の口頭による意見陳述は、おおむね以下のとおりである。

(1) 情報公開請求人は、松本氏の職員時代の退職手当返納に関する一連の手続きについて、実施機関が組合に対して適正な報告を行ったか否かを確認するために本件情報公開請求を行った。この請求は、刑事判決が確定しているという公的事実に基づき、税金から支出された退職手当に関わる行政手続きの適正性を問うもの

であり、極めて公益性の高いものである。

- (2) 本件情報公開請求に対し、処分庁から受けた原処分連絡は、原処分の日から1か月以上遅れてからであり、また同じく遅延して決定通知書を出すなど、処分庁は明らかに遅延した対応を行った。
- (3) 審査請求書に対して補正命令が出され、それにより複数回にわたって補正を行い、請求者名の変更、記載変更及び追加資料の提出を余儀なくされ、仕事の合間を縫って書類を整える作業は大きな負担であり制度としての改善が必要だと強く感じた。
- (4) 原処分では、文書の存否すら明かさなかったが、弁明書においては当該情報が報道等で公になったことから、原処分である存否応答拒否を取り消すものの、請求対象文書が存在しないため、文書不存在処分とすることが適当であると思料するとの記載があった。弁明書は、行政不服審査法に基づく手続きの中で、処分庁が、審査庁に対して正式に提出する「事実と法的見解に基づく主張書面」である。これは、処分庁の公式見解を示すものであり、審査請求人にもその写しが送付されている。しかしながら、弁明書において「対象文書は存在しない」と明記していたにもかかわらず、後日、取消処分が行われ再々処分となったところ文書が一部公開された事実は、弁明内容が真実ではなかったことを意味する。処分庁が審査判断に影響を与える公式見解を誤った形で示すことは、審査制度の信頼性を損なう重大な問題であり、その責任の所在と原因の説明を求める。
- (5) 再々処分により、文書の存在を事実上認めたことになるが、再々処分で交付された文書の写しには、(案)と手書きで記載され、公印も押されていないなど、正式な行政文書であるか疑念が生じるものであった。
- (6) 本件情報公開の本質は、刑事判決確定という客観的事実をもとに、実施機関が適正な手続きを行ったか否かを住民が確認することにある。当該確認を正当に行うための情報公開請求に対し、存否を明かさず、最終的には文書不存在とした対応を一変させ、文書の存在を認め、一部公開の通知を行ったことは、透明性を欠き、地方公共団体に対する住民の信頼を損なうものである。

5 口頭による意見陳述における審査請求人の質問事項

審査請求人の口頭意見陳述における質問事項は、おおむね以下のとおりである。

- (1) 処分庁が作成した弁明書の内容に関することについて
処分庁の弁明において、取消処分及び再々処分をした理由と、原処分との整合性はどうか説明できるのか。また、弁明においての文書不存在とは文書が見当たらないと解釈するが、本件情報公開請求の対象文書が存在するにもかかわらず、文書不存在とした理由は。
- (2) 町長がSNSで先行して情報発信していたことと、原処分との整合性に関することについて
現町長である小林伸行がSNSで情報を発信していたにもかかわらず、原処分では個人情報保護の観点の主張から「存否応答拒否」とした対応は、情報公開の公平性・透明性において問題があるのではないか。

(3) 審理手続きにおける信頼性に関することについて

弁明書において、本件情報公開請求の請求対象文書は文書不存在とされたにもかかわらず、後に、文書が存在するとして再々処分されたことについて、これは誤った主張ではないか。審理手続きにおける弁明書の信頼性と、それが誤っていた場合の処分庁の責任はどうなるのか。

6 口頭による意見陳述における質問事項に対する処分庁の弁明

審査請求人の口頭による意見陳述における質問事項に対する弁明は、おおむね以下のとおりである。なお、この弁明は、口頭による意見陳述において審査請求人Yより処分庁に対して質問なされたことから、本審査会から処分庁に対し弁明を求めたものである旨申し添える。

ア 5 口頭による意見陳述における審査請求人の質問事項(1)について、各時点においての請求対象文書の特定及び認識等は次のとおりである。

(1) 原処分(情報公開請求受理)時点

請求書記載の「前松本町長退職金返還の手続きに関わる書類」は、請求内容が抽象的であり請求対象文書が特定できなかったことから電話で請求対象文書についてヒアリングを行い、「組合から実施機関へ送付した通知(「元真鶴町職員及び前町長であった松本氏の選挙人名簿の不正利用等に関する判決確定について」及び「職員在職時に係る退職手当の返還及び町長在任時に係る退職手当の一部又は全部を支給しないこととする処分を決定するために必要となる書類の提出依頼について」の内容が記載されたもの)及び「実施機関から組合へ提出した2種類の文書(組合条例第17条第1項及び第20条第1項関係)」が請求対象文書であると特定したものである。

また、原処分については、原処分書である行政文書非公開決定通知書に記載のとおり、実施機関の情報公開制度は広く誰でもが同じように知得し、利用できる状態にする(請求者の知る権利を尊重する)仕組みとしている一方で、何人も請求権を有していることから、公開・非公開の判断については、請求者の如何を問わず、何人に対しても同様の処分をするものである。このことから、原処分の請求対象文書の存在においては、組合条例第20条第4項の規定に該当する一方で、同条例第17条第1項の規定関係書類の提出要件に該当しておらず(組合において当該規定からは読み取れないとして議決され、町長在任時に係る退職手当の支給制限はなされていない。)、また、全部非公開として当該文書の内容を保護したとしても公に対して書類の存在を認めた場合は、原処分日現在公となっていない松本氏の町長在任時に係る退職手当の支給制限に関する事務の発生状況(個人に関する情報)に関する情報が存在する事実を公に対して公開することとなることから、存否応答拒否処分としたものである。

(2) 審査請求書受理時点

審査請求人Yから提出された審査請求書添付書類(「(別紙)在否応答拒否決定に関する審査請求の理由」という書類)の4頁において、情報公開請求

人が情報公開を行った趣旨は、実施機関から組合に対して「退職金返還手続きを開始するための通知が行われたかどうかを確認する」ということと記載されていたことから、処分庁は原処分を行った際にヒアリングにより特定した請求対象文書に誤りがあったと認識した。そのため、処分庁は再度の保有する文書を確認したところ、実際の事務手続きは組合から実施機関に対して通知がなされ、それに対して実施機関から組合に対して書類を提出したものであることから、情報公開請求人が求める請求対象文書は、実施機関がそもそも作成していないことから物理的不存在としたものである。よって、処分庁は弁明時現在においては保護すべき事由がないため取消処分をすることが適当であると判断した一方で、当該情報公開請求対象文書が存在しないことから文書不存在とすることが適当である旨を弁明書に記載したものである。

(3) 再々処分（反論書受理）時点

審査請求人Yから提出された反論書において、情報公開請求人が行った本件情報公開請求が組合条例第20条第4項を根拠として行ったことが文書に明記され、情報公開請求人が求めた請求対象文書は同条例に基づくものであったことが明らかとなった。それにより処分庁は、再々処分書作成日現在において松本氏の職員在職時に係る退職手当の返還及び町長在任時に係る退職手当の一部又は全部を支給しないこととする処分に関する情報の存在は公となっていたため、2025年5月22日付け真人第5号において取消処分を行い、2025年6月3日付け真総情第11号において再々処分（一部公開処分）を行ったものである。

(4) 本件口頭意見陳述に対する弁明時点

(3)と同様の認識である。

イ 5 口頭による意見陳述における審査請求人の質問事項(2)について、「現町長である小林伸行がSNSで情報を発信していた」ことは、実施機関である真鶴町長小林伸行としてではなく、神奈川県市町村退職手当組合議員である小林伸行が、その役職であるが故に知り得ることができた情報を、小林伸行個人のSNSアカウントで情報発信したと認識しており、原処分の適法・適正性になんら関係のないものである。

ウ 5 口頭による意見陳述における審査請求人の質問事項(3)について、アに記載のとおりである。

第4 調査審議の経過

審査会による調査審議の経過は、以下のとおりである。

令和7年4月28日：諮問書の収受

同年5月22日：審査庁からの諮問（真鶴町情報公開・個人情報保護審査会第36回会議）

同年6月19日：審議、口頭による意見陳述（真鶴町情報公開・個人情報保護審査会第37回会議）

同年7月31日：継続審議（真鶴町情報公開・個人情報保護審査会第38回会議）
同年8月28日：継続審議（真鶴町情報公開・個人情報保護審査会第39回会議）
同年10月6日：継続審議（真鶴町情報公開・個人情報保護審査会第40回会議）
同年11月17日：継続審議（真鶴町情報公開・個人情報保護審査会第41回会議）

第5 審査会の判断の理由

審査会は、請求人及び処分庁の主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

処分庁は、2025年5月22日付け真人第5号において原処分の取消処分を行っている。そのため、原処分の効力は失われるに至ったから、審査請求人が本件審査請求にて原処分の取消しを求める法律上の利益も消滅したものと看做するを得ない。そうすると、原処分の取消しを求める本件審査請求はこれを却下すべきである。

第6 付言

なお、本件情報公開請求に関連し、1 処分庁の事務手続きの適正性、2 審査庁の電話及び窓口対応の制限の適正性、3 請求対象文書に対する審査請求人と処分庁の認識の齟齬、の3つの問題が存在している。これに関して、審査会として次のとおり付言する。

1 処分庁の事務手続きの適正性等

本件情報公開の請求日から原処分の日までは情報公開条例第10条に規定する日数以内で行ったものの、当該処分内容の連絡及び紙面送付までに約1か月を費やしており、これだけの期間を要する特段の理由があったとは認められない。今後は手続の迅速化を図ることが必要である。

2 請求対象文書に対する処分庁の認識の変化

本件では、請求対象文書の特定の場面において、審査請求人と処分庁との間のやり取りにおいて、審査庁の請求対象文書についての認識に変化が生じ、その都度審査庁の対応が変わる事態となっている。この点について、審査会は審査庁の認識とそれに応じた対応が以下の通りであったと確認した。

① 情報公開請求書受理から審査請求書の受理前まで

処分庁は、令和6年11月28日に提出された情報公開請求書記載の「前松本町長退職金返還の手続きに関わる書類」という言葉から請求対象文書を特定できなかったためヒアリングを実施した。その結果処分庁は、実施機関から組合へ提出した2種類の文書（組合条例第20条第4項関係）が請求対象文書であると特定した。

そこで処分庁は、これらの文書につき、当時の状況（当時は松本氏の退職手当返還に関する新聞報道等もなく、この時点で特定した文書の存在を明らかにすれば、条例第5条第1号の規定により保護しなければならない同氏の退職手当返還手続き情報が公開されることになってしまう状況）を踏まえて、原処分を行った。

② 審査請求書の受理から反論書の受理前まで

審査請求人Yが提出した審査請求書に添付された「在否応答拒否決定に関する審査請求の理由」(2)<2>に、実施機関が「退職金の返還事務手続きを開始する旨の通知」を組合条例に基づいて行ったか否かが、本件情報公開請求の目的である、という趣旨の説明があった。これを受けて処分庁は、請求対象文書は①時点で特定したのではなく、実施機関から組合に対して発した通知の文書であると認識した。

そこで処分庁は再度保有文書を確認したが、そのような文書は存在しなかったため、弁明書において、請求対象文書は不存在であるとの認識を示した。

③ 反論書受理以降

審査請求人Yが令和7年4月9日に提出した反論書から、情報公開請求人が行った本件情報公開請求が、組合条例第20条4項に定める文書であると認識した。これにより、処分庁は請求対象文書が①時点で特定した、実施機関が作成した文書であったと認識した。

そこで処分庁はこの文書について公開の是非を検討したが、①時点とは異なり、③時点ではすでに松本氏の退職手当返納命令は新聞報道等で周知されており、原処分内容を維持する必要はないと考え、再処分及び再々処分に至った。

このような経緯の結果、処分庁の対応が①②③のそれぞれの時点で異なったことを、審査会は確認した。処分庁の対応の変化は審査請求人を困惑させたことと考えられるが、このような理由で対応が変化したことは、審査会としても理解できる。また本件では、組合条例第20条第4項にのっとりた手続きを実施機関がとる前に、組合が書類の提出を求めたことも、このような状況が生じた一因と言えよう。

とはいえ、文書の特定にかかわる認識を変化させる事情が生じた場合に、請求者の意向を確認するなど丁寧な対応が取られれば、あるいは回避できた問題かもしれない。判断の難しいところではあるが、実施機関として今後の課題とすることが望ましい。

3 審査庁の電話及び窓口対応の制限の適正性

審査請求人は、審査庁から、やり取りを書面に制限されたことについて異議を述べているので、この点について付言する。

審査の過程で、審査請求人及び審査庁の双方の提出書面や口頭意見陳述から、窓口や電話等の口頭のやり取りにおいて、相互に齟齬が生じたのではないかということが推測された。

また、本件審査請求においては、真鶴町総務防災課（審査庁）庶務係職員が真鶴町人事課(処分庁)を兼務していたため、公正性確保の要請が生じた。そこで本件では、真鶴町総務防災課防災係が審査庁としての窓口対応等を行うなどの対応を採り公正な対応に努めたが、不慣れな職員による口頭の対応は、ときとして困難を生じる場合もあったと推測される。

このような場合、書面でのやり取りは、正確性の確保や、保存により事後確認できることから、審査庁のみならず、審査請求人にとっても利益のある方法である。したがって、書面によることについて一定の理解はできる。もっとも反面で、電話や口頭対応の利便性を制限するものであり、審査請求人にとって負担となった側面もあったと思われる。審査庁から審査請求人へ説明や伝え方、制限方法の検討には改善の余地があったの

ではないだろうか。今後、やり取りをメモとして相互確認の上で残す、機器を活用するなど、より良い方法を検討することが望ましい。

真鶴町情報公開・個人情報保護審査会

会 長	今 村 哲 也
副会長	鈴 木 恵
委 員	湯 淺 文 憲
委 員	兵 藤 知 義
委 員	栢 本 尚 之